

○小田原市ホームページ広告掲載要領

(平成23年5月1日)

小田原市ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>のドメインで運営するホームページの総称をいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主が指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載基準)

第4条 市ホームページに掲載できるバナー広告及びそのリンク先のホームページの内容は、行政広報の公共性及び信頼性などを損なうおそれがないものとし、要綱第2条各号に掲げる広告以外のもの並びに別表第1に掲げる制限事項以外のものとする。

(広告の規格)

第5条 広告掲載できる規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル、又は、190ピクセル
- (2) 形式 G I F 又は J P E G
- (3) データ容量 10KB以下
- (4) 画像表現 静止画（アニメーション不可、透過不可、フラッシュ不可）
- (5) その他 ウェブコンテンツ J I S（JIS X8341-3）準拠

(広告の掲載位置及び枠数等)

第6条 バナー広告の掲載位置等は、市ホームページに支障を及ぼさない範囲で、次に掲げ

る基準を満たさなければならないものとする。

(1) 市政情報と明確に区別するため、バナー広告の掲載位置には必ずバナー広告である旨の表示をすること。

(2) バナー広告には必ずALT属性をつけ、適切な情報の補足をする事。

2 バナー広告の掲載ページ及び広告枠数は、募集の際に指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として、1月単位とする。ただし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合には、掲載の申し込みをした年度内において、複数月とすることができる。

(広告代理店)

第8条 市は、この要領及び要綱に定めるところにより、市ホームページの広告枠を広告代理店に広告枠として貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける場合における貸付料は、別に定める。

3 第1項の規定により貸し付ける場合において、広告代理店が募集したバナー広告及びそのリンク先のホームページの内容について、第18条に規定する広告主の責務によるもの以外の一切の責任は、広告代理店が負うものとする。

(広告の募集)

第9条 バナー広告の募集方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 広告代理店を通して広告主を募集する方法

(2) 公募により、広告主を市が直接募集する方法

2 前項第2号の募集を行う場合には、広告掲載場所、募集枠数、募集期間、申し込み期限、広告掲載所属等必要事項を市ホームページに掲載するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第10条 バナー広告掲載を希望する者は、広告代理店に小田原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）及びバナー広告画像データ（以下「広告原稿」という。）を提出するものとする。

2 広告代理店は、前項の規定により申込書及び広告原稿の提出を受けたときは、要綱及びこの要領の定めるところにより、掲載が妥当であると判断されるものについて、申込書及び広告原稿を市に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市が広告主を直接募集する場合にあっては、バナー広告掲載を希望する者は、市に申込書及び広告原稿を提出するものとする。

- 4 市又は広告代理店は、前各項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条及び第5条に抵触すると判断した場合は、申込者に対して修正等を指示することができる。

(広告掲載の審査及び決定)

第11条 市は、前条の規定によりバナー広告掲載の申し込みを受けた場合は、バナー広告掲載の可否を決定し、小田原市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、当該広告掲載の申し込みを行った者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。

- 2 予定枠数を超えて適正な申し込みがあった場合には、要綱第5条の規定に基づき、広告を掲載する優先順位を決定する。
- 3 広告掲載に関して疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する小田原市広告審査会において審査し、掲載の可否を決定する。

(広告掲載料)

第12条 市が広告主を直接募集する場合にあつては、バナー広告の広告掲載料は、類似広告市場価格等を勘案し、市長が決定し、広告主は前条の決定通知書の記載により納付するものとする。

- 2 広告代理店が広告主を募集する場合にあつては、バナー広告の広告掲載料は、広告代理店が決定し、広告主は広告代理店の定める方法により広告代理店に支払うものとする。

(広告掲載の方法)

第13条 市（広告代理店を通して応募し決定された場合にあつては、広告代理店。以下この条、次条、第16条及び第17条（第2項を除く。）において同じ。）は、第10条の規定により提出された広告原稿を、原則として、広告掲載を開始する日の午前0時から午前9時までの間に掲載するものとする。

- 2 市は、前項の規定により掲載した広告を、原則として、広告掲載を終了する日の午後5時から午後12時までの間に削除するものとする。

(広告内容の変更)

第14条 広告主は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。この場合において、変更は、原則として月単位とする。

- 2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合、または、リンク先を変更しようとする場合は、小田原市ホームページ広告変更申請書（様式第3号）により市に申請しなければならない。
- 3 第10条、第11条及び第13条の規定は、前項の申請について準用する。

(広告掲載の取り消し)

第 1 5 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第 1 2 条の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。

(2) 広告のリンク先の無断変更、リンク切れ及び広告の内容が第 4 条及び第 5 条に抵触すると市が判断したとき。

(3) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定により取り消した場合において、市は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(広告掲載の取り下げ)

第 1 6 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、小田原市ホームページ広告掲載取下届(様式第 4 号)により市に届け出なければならない。

3 市は、前項の規定により広告の掲載の取り下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げの届出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第 1 7 条 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 1 2 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 月につき 1 日の場合は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市が市ホームページの運営を一時停止した場合又は広告枠の取り消しをした場合は、その広告掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合

3 前 2 項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、市は、広告主と協議すること無く、掲載期間の延長により、広告掲載料の返還に代えることができるものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合若しくは当該ページ内のリンク先がこの要領又は当該ホームページ広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちに市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに市に報告するものとし、市はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(疑義の決定)

第 19 条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(事務の取扱い)

第 20 条 この要領に定める広告掲載に関する事務は、広報広聴室において処理するものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は小田原市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

第 22 条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

- 1 次のいずれかに該当するホームページ特有の制限事項
 - (1) アクセシビリティへの配慮がされていないもの
 - (2) バナー広告のリンク先から、市のリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
 - (3) バナー広告のリンク先から、要綱第 2 条各号に掲げる事項に該当するサイトにリンクされるもの
 - (4) ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
 - (5) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン又はテキスト
 - イ アラートマーク（「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
 - ウ ラジオボタン（選択ができるような誤解を与えるもの）
 - エ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
 - (6) バナー広告の画像に内容を的確に示すため、「会社名」と「商品名」の ALT 属性（代替テキスト）がついていないもの。
 - (7) 市ホームページと混同する恐れがあるもの
 - ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - イ 相談や募集案内など、バナーの内容が本市の事業であると錯誤するおそれのあるもの
 - (8) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）が不十分など、文字が読みとりにくいもの
 - (9) 文字やイラスト等の解像度が低いなど、不鮮明なもの
- 2 前項のほか、広告として不適當であると市長が認めるもの

年 月 日

小田原市ホームページ広告掲載申込書

小田原市長 様

（申込者） 所在地： _____
名 称： _____
代表者職・氏名： _____

小田原市ホームページ広告掲載要領第10条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込みます。

1 バナー広告の内容

- （1） 掲載希望期間 ※掲載期間は原則1か月単位とし、最長12か月
_____年____月____日 ～ _____年____月____日（計____か月）
- （2） 掲載希望ページと枠数
小田原市ホームページ _____ページ _____枠
- （3） バナー広告のデザイン案 ※申込書とともにデータを提出してください。
（ア）ファイル形式： ☐ G I F ・ ☐ J P E G
（イ）ファイル容量： _____ K B
- （4） 広告主
（ア）社 名： _____
（イ）所 在 地： _____
（ウ）業 種： _____
（エ）ページURL： _____
（オ）ペー ジ 内 容： _____

2 誓約事項（広告代理店による申し込みの場合、広告主の誓約も含みます）

広告掲載に当たっては、次の事項について誓約します。

- （1） 小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市ホームページ広告掲載要領を遵守します。また、本申込書提出後にこれらが改定された場合にあっては、その改定後の定めを遵守します。
- （2） 小田原市暴力団排除条例第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、小田原市から暴力団員等調査同意書及び役員名簿の提出を求められたときは、速やかに提出し、小田原市が当該書類等を、神奈川県警察に提供することに同意します。
- （3） 市税に係る滞納はありません。また、小田原市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
- （4） 小田原市ホームページ広告掲載要領の規定に基づき行われる指導に従うとともに、指示された事項に速やかに対応します。
- （5） 広告掲載に疑義が生じた場合は、協議に誠実に応じるとともに、調査対応や必要書類の提出など、必要な措置を講じます。
- （6） 誓約事項に記載された内容を実施するに当たり、発生する費用については、全て申込者で負担します。

3 連絡先

部署・氏名： _____
電 話 番 号： _____
電子メール： _____

広第 号
年 月 日

小田原市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

（申 込 者） 様

小田原市長 印

小田原市ホームページ広告掲載要領第11条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定区分	☐ 掲載を承認します。
	☐ 掲載は認められません。
	掲載を認めない場合の理由
2. 広告掲載期間	年 月 日～ 年 月 日まで（計 か月）
3. 掲載ページ・枠数	
4. リンク先	社 名： U R L：
5. 広告掲載料 ※広告代理店経由の場合には、記載しません	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。
6. 広告原稿の 提出方法等	提出方法： 提出期限： 年 月 日

（問い合わせ先）

小田原市

電 話：

F A X：

電子メール：

年 月 日

小田原市ホームページ広告変更申請書

小田原市長 様

所在地：_____
名 称：_____
代表者職・氏名：_____

小田原市ホームページ広告掲載要領第14条の規定に基づき、広告内容の変更について、次のとおり申し込みます。

1 変更の理由

2 変更内容

（1）バナー広告のデザイン等の変更

デザインの変更	☐ 有り ☐ 無し
ファイル形式	☐ G I F ☐ J P E G / ☐ 容量 K B
変更デザイン案 (別添可)	

（2）リンク先の変更

デザインの変更	☐ 有り ☐ 無し
社名	
業種	
URL	
ページ内容	

3 連絡先

部署・氏名：_____
電話番号：_____
F A X：_____
電子メール：_____

年 月 日

小田原市ホームページ広告掲載取下届

小田原市長 様

所在地：_____

名 称：_____

代表者職・氏名：_____

年 月 日付広第 号で、小田原市ホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取り下げたく届け出ます。

1 取り下げの理由

2 連絡先

部署・氏名：_____

電話番号：_____

F A X：_____

電子メール：_____